

装官人第4530号
27. 12. 25

長官官房審議官 殿
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における自衛隊員倫理法第6条第1項に規定する贈与
等報告書の閲覧要領について (通達)

標記について、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）第13条第
2項及び第3項の規定により、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における自衛隊員倫理法第6条第1項に規定する贈与
等報告書の閲覧要領

1 閲覧場所等

贈与等報告書の閲覧場所は、防衛装備庁長官官房人事官とし、人事官付服
務専門官を閲覧事務担当者とする。

2 閲覧日及び閲覧時間

贈与等報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝
日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月2
9日から翌年の1月3日までの間を除く。）の10時から17時まで（12
時から13時までを除く。）とする。

3 閲覧手続及び閲覧方法

(1) 贈与等報告書の閲覧を希望する者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧
事務担当者に閲覧を申し出るものとする。

(2) 閲覧者は、別記様式の贈与等報告書閲覧者記録票に必要事項を記入した
後、閲覧事務担当者から贈与等報告書を受け取り閲覧し、閲覧終了後は、
贈与等報告書を閲覧事務担当者に返却するものとする。

(3) 閲覧に際しては、防衛装備庁長官官房人事官の職員が立ち会うものとし
る。

4 報告書の持ち出し禁止

閲覧者は、贈与等報告書を閲覧場所以外に持ち出してはならない。

5 報告書の取扱い上の注意

閲覧者は、贈与等報告書を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等の行為をし
てはならない。

6 閲覧の中止

防衛装備庁長官は、本要領に違反する閲覧者に対し、閲覧を中止させ、
又は閲覧を禁止することができる。

7 その他遵守事項

閲覧者は、第1項から前項までに定めるもののほか、防衛省市ヶ谷庁舎
の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）に基づき定められ
た事項を遵守しなければならない。

贈与等報告書閲覧者記録票

閲 覧 年 月 日		年 月 日
閲 覧 者	氏 名	
	職業(又は勤務先)	
	住 所	
	電 話 番 号	
閲 覧 を 希 望 す る 贈 与 等 報 告 書		期 間 : 年 月 から 年 月 分

注 : 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 閲覧を希望する贈与等報告書欄中、期間については、自衛隊員倫理法第 6 条第 1 項に規定する四半期に応じて記入する。